

## 裁決事例研究

「自己資本比率 50%以下」という基準の判定に当たり、貸借対照表に注記された受取手形割引高は、「前事業年度終了の時ににおける総資産の額」の算定上加算することはできないとした事例

税理士 神田厚夫

はじめに

売掛金を約束手形で回収した場合には、受取手形勘定の残高を増額させて、同額の売掛金勘定の残高を減額させるというのが、会計帳簿の記録・計算に関する技法、いわゆる簿記の理論である。しかし、簿記の理論と法律の理論は必ずしも一致するわけではない。時として、両者が矛盾するような結果を招くこともある。本事案における国税不服審判所(以下「審判所」という。)の判断は、一見すると法的な判断を示しているかのように見える。しかし、その根本において、実は法律の理論に適っていないのではないかという懸念を抱くに至ったので、ここに取り上げてみることにした。

### 事案の概況

#### 1 経緯

特定同族会社の留保金課税制度(特定同族会社の特別税率制度)とは、発行済株式総数の50%を超える株式を1人の株主とその同族関係者によって保有されている同族会社が、留保控除額を超える留保金額を社内に留保した場合に、その超える部分の留保金額について、加重の税負担を求めようとする制度である。ただし、資本金額が1億円以下の特定同族会社については、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、前事業年度末における自己資本比率の割合が50%以下となる場合には、特定同族会社の留保金課税制度の適用は除外されるという特例(以下「本件特例」という。)があった。(なお、その後の平成19年度の税制改正により、資本金額が1億円以下の特定同族会社については、特定同族会社の留保金課税制度の適用は除外されることになった。)

審査請求人(以下「請求人」という。)が作成した平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度(以下「前事業年度」という。)の確定した決算に基づく決算報告書には、貸借対照表の注記として、「受取手形割引高 14,273,588 円(以下「本件割引高」という。)」と記載されており、当該貸借対照表に計上されている資産の部の合計額(以下「本件資産の部合計額」という。)は、194,030,969 円であった。なお、金銭債権から控除する方法により当該貸借対照表に計上されている貸倒引当金の額は553,600 円である。

本件割引高は、請求人が「商業手形割引依頼書」を添付のうえ、裏書してA銀行に持ち込んだ受取手形のうち、前事業年度末までに満期日が到来していない手形(以下「本件手形」といい、請求人とA銀行との本件手形に係る取引を「本件手形取引」という。)の額面金額の合計額である。なお、本件割引高は、本件資産の部合計額には含まれていない。

請求人は、本件手形の額面金額から差し引かれた商業手形割引料について、本件手形の各割引日において、「手形売却損」の勘定科目で会計処理している。

請求人は、前事業年度末の自己資本の額 97,715,523 円を分子に、本件資産の部合計額に本件割引高を加算した金額 208,304,557 円を分母にして、「自己資本比率」の割合を 47%と算定し、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの事業年度の法人税について、本件特例を適用して確定申告書を作成し、これを法定申告期限までに提出したところ、原処分庁は、本件特例が適用されないとして更正処分（以下「本件更正処分」という。）を行った。請求人は、本件更正処分は違法であるとして、異議申立てを経たうえで、本件更正処分の取消しを求めて審査請求に及んだ。

## 2 請求人の主張

前事業年度終了の時における総資産の額に対する自己資本の額の割合（以下「本件自己資本比率」という。）を求めるにあたっては、次の理由から、本件資産の部合計額に本件割引高を加算した金額をもって総資産の額とすべきである。これにより、請求人の本件自己資本比率を算出すると 50%以下となるから、本件特例の適用がある。

(1) 現在の会計基準は、手形割引は手形を売買したものとして取り扱っており、また、判例、学説の多数は「現在の会計基準が手形割引は手形を譲渡したものとして処理している」という裁判例を主たる根拠として、手形割引を消費貸借ではなく、手形の売買と捉えている。

しかしながら、銀行は手形割引を貸付金と認識し、貸借対照表上も貸付金として表示しており、また、割引依頼人である請求人においては借入金すなわち消費貸借と認識している。

会計処理において重要視されるべきは、当事者の認識いかんであり、割引依頼人が手形割引を消費貸借と認識して申告している場合はそれを認めるべきである。

(2) 銀行での手形割引取引の実態は、手形の買戻し（割引依頼人が割引銀行から手形を取り戻すこと）の際には、期日未経過分の利息が戻されること、割引手形の買戻請求権は、銀行の証書貸付、手形貸付において生じる貸金返還請求権と同様なものであること、買戻請求権は、手形法に規定する満期前遡及権を超える権利を割引銀行に帰属させるものであることから、手形割引は消費貸借であると解するのが自然である。

したがって、本件割引高を資産として認識すべきである。

## 3 原処分庁の主張

請求人の自己資本比率を次のとおり計算すると 50%を超えることとなるので、本件特例は適用されない。

(1) 「金融商品に係る会計基準」（平成 11 年 1 月 22 日企業会計審議会）によれば、金融資産である受取手形がその消滅の認識要件を満たした場合には、当該手形の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理するものとされている。

また、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」（平成 12 年 1 月 31 日（一部改正平成 13 年 3 月 30 日）会計制度委員会報告第 14 号）によれば、受取手形を割り引く際には、

その割引時に手形の消滅を認識し、従来、支払割引料という科目で会計処理していた手形の券面額と割引による入金額との差額を手形売却損として計上することとされている。

したがって、手形割引は消費貸借ではなく手形の売買であり、本件割引高は請求人の資産に該当しない。

(2) 請求人の前事業年度の確定申告書に添付されている貸借対照表は、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」に基づいて適切に処理されている。

また、前事業年度終了の時における総資産の額は、(平成17年度の税制改正前の)租税特別措置法施行令第39条の34の2第8項において、前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額と規定されているところ、本件割引高は、本件資産の部合計額に含まれていない。

そうすると、請求人の前事業年度終了の時における総資産の額は、本件資産の部合計額に租税特別措置法関係通達68の2-8の定めに基づき、前事業年度の貸借対照表で金銭債権から控除する方法により計上している貸倒引当金の額553,600円を加算した金額194,584,569円となる。

#### 【参考】租税特別措置法関係通達(法人税編)

(総資産の帳簿価額の計算)

68の2-8 措置法令第39条の34の2第8項に規定する総資産の帳簿価額(以下68の2-10までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、次による。(平15課法2-22追加)

(1)及び(2) 省略

(3) 貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすることができる。

(4)ないし(8) 省略

#### 審判所の判断

[請求棄却・平成19年1月31日裁決・裁決事例集第73集363頁]

(1) 本件手形取引の法的性質及び会計処理

一般に手形割引は、手形を差し入れる者が借主となる趣旨を明示する手形借入れとは異なり、第三者振出の約束手形又は為替手形の所持人が、その手形の満期日の到来前にこれを資金化するため、銀行等に手形を裏書譲渡して、手形金額から譲渡の日以降満期日までの金利相当額及び手数料等を差し引いた金額を受領する取引であり、特別の事情があるときのほかは、手形の売買と解されていることから、割引された受取手形はその企業から銀行等に所有権が移転し、もはや企業の資産を構成するものではない。

そして、上記解釈に基づき銀行取引においても、手形割引は手形の売買として取り扱われており、また、企業会計においても、金融商品に係る会計基準及び金融商品会計に関す

る実務指針（中間報告）のとおり、割引された受取手形はその割引時に資産が消滅したと認識する旨定められているところである。

これを本件についてみると、本件手形取引は、請求人が本件手形を担保としてA銀行に差し入れ同行から借入れをしたものではなく、請求人がA銀行との間で取り交わした銀行取引約定書に基づき、請求人が満期日前にA銀行に本件手形を持ち込み、手形額面金額から管理諸費及び商業手形割引料を差し引かれた残額を当座預金に受け入れていることから、手形割引と認められる。

そうすると、本件手形取引は、手形割引すなわち手形の売買であり、割引された受取手形は、請求人からA銀行に所有権が移転しており、請求人の資産を構成するものではない。

したがって、本件手形取引は消費貸借であるから、本件割引高を資産として認識すべきであるとする請求人の主張には理由がない。

## (2) 本件特例の適用の可否

請求人は、本件自己資本比率の計算において、請求人の「前事業年度終了の時における総資産の額」は、本件資産の部合計額に本件割引高を加算した額とすべきであり、この結果、本件自己資本比率は50%以下となるから本件特例の適用がある旨主張する。しかしながら、租税特別措置法第68条の2第1項第4号及び同法施行令第39条の34の2第8項の規定によれば、前事業年度終了の時における総資産の額すなわち前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額に対する自己資本の額の割合が100分の50を超える場合には、本件特例は適用されないところ、前記(1)のとおり、本件割引高は、貸借対照表の資産の部に計上すべき資産に該当せず、また、請求人の前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表の資産の部にも計上されていない。

そうすると、本件割引高は、本件資産の部合計額に加算することはできず、請求人の前事業年度終了の時における総資産の額は、本件資産の部合計額に前事業年度の貸借対照表で金銭債権から控除する方法により計上している貸倒引当金の額533,600円を加算した金額194,584,569円となり、これに基づき本件自己資本比率を計算すると100分の50を超えることから、本件特例を適用することはできない。

(3) 以上のとおり、請求人の主張には理由がなく、本件特例の適用がないとした本件更正処分は適法である。

## 研 究 ・ ・ ・ 裁決に反対

### 1 手形割引の法律上の性質

手形割引とは、手形の所持人が、満期日が到来する前に、これを他に裏書譲渡して、現金に換えることをいう。手形割引は、主に銀行等の金融機関が、その与信業務として取り扱っている。手形を割り引くと、割引日から満期日までの期間に対応する利息と費用が手形金額から差し引かれ、その残額が手形所持人（裏書人）に対して支払われる。手形割引に際して差し引かれた金額は、会計帳簿の記録上、これを手形売却損勘定で処理することを基本としている。

まず始めに、この手形割引の法律上の性質について考察してみることにする。

請求人は、手形割引の法律上の性質を判断するにあたっては、当事者の認識いかんによ

るべきである旨を主張している。確かに取引が成立するまでの過程においては、私的自治の原則が及ぶのであろうが、ひとたび取引が成立したならば、予測可能性を確保して取引を安定させるために、当事者の認識、すなわち、当事者の主観にかかわらず、その取引が備える外形的な客観性に基づいて、その法律行為の法律上の性質を判断すべきである。

本事案では、請求人はA銀行との間で銀行取引約定書を取り交わしているので、この銀行取引約定書に記載されている内容が、手形割引という法律行為の外形的な客観性を判断するための重要な手掛りになるものと思われる。銀行取引約定書では、その第5条（期限の利益の喪失）において、債務者について支払の停止又は破産、和議開始等の申立があったときは、銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をする旨が定められている。さらにまた、第6条（割引手形の買戻し）では、手形の割引を受けた場合、割引依頼人について第5条に掲げる事由が生じたときは、全部の手形について、手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済する旨が定められている（注1）。請求人が主張するように、手形割引は債務の担保のために手形を交付した金銭消費貸借であるとすれば、第5条の規定をもってすれば足り、第6条の規定を改めて置く必要もないというべきところ、別途第6条の規定を設けて、手形割引に対処しているところから判断すると、A銀行では、手形割引は金銭消費貸借ではなく、手形の売買であると考えていることが窺える。この銀行取引約定書について、A銀行との間で確約した請求人においても、手形割引は手形の売買に当たると考えることの方が合理的である。

また、請求人は「商業手形割引依頼書」を添付のうえ、裏書してA銀行に本件手形を持ち込んでいる。これにより、請求人は、商取引の裏付けのある商業手形を裏書したうえで割引に付したことが窺える。金銭消費貸借の際に債務の担保として交付する手形は、商取引の裏付けのない融資専用の約束手形であって商業手形ではない。さらにまた、債務者が約束手形の振出人となるので裏書もなされない。

以上により、手形割引という法律行為を外形的な客観性から判断すると、請求人はA銀行との間で手形の売買を行ったと結論付けることができる。

手形割引の法律上の性質について、学説上は、主にこれを金銭消費貸借の債務の担保として手形が交付されたものとする見解（金銭消費貸借説）と、手形の売買であるとする見解（手形売買説）が見られるが、判例及び通説は、手形の売買であると解している（注2）。

手形割引は「手形の売買であり、割引された受取手形は、請求人からA銀行に所有権が移転して」いるという審判所の判断は、妥当なものであったといえる。

## 2 手形の無因性

金銭消費貸借の際に振り出される融資専用の約束手形には既存債務は存在しないが、債務者が債務の支払いのために振り出す約束手形については、通常、買掛債務や借入債務などの既存債務の存在を前提としている。しかし、約束手形上の権利義務は、当事者の意思表示の内容を文字や数字を用いて証券に記載さえすれば有効に成立し、既存債務の存在を必ずしも必要としない。すなわち、約束手形作成の原因となる法律関係（原因関係）の存否や適否にかかわらず、手形上の権利義務関係（手形関係）は、別個に独立して成立することになる。これを「手形の無因性」という（注3）。手形の無因性は手形についてのみ認められる特質であって、船荷証券や貨物引換証などの有価証券とは大きく異なるところであ

る。手形に無因性が認められることによって、手形上の権利者は、その原因関係を明らかにすることなく、手形上の権利を行使することが可能となる。これにより、善意の手形譲受人の法的地位は確実なものとなり、手形の流通性を一層強化させることができると考えられている。

売掛債権回収のために約束手形を譲り受けた場合には、会計帳簿のうえでは、売掛金勘定を減少させて、受取手形勘定を同額増加させるといった会計処理を行うが、会計上売掛金を減少させたからといって、原因関係である売掛債権が法律上当然に消滅するわけではない。既存債務を負担する者が、債務の支払いのために約束手形を振り出して、これを債権者に交付したとしても、当事者において既存債務を消滅させるという明確な意思表示がなされない限り、基本的には既存債務は消滅しない。これにより、約束手形の受取人である債権者は、手形上の債権(手形関係)と既存債権(原因関係)とを併せ持つことになる(注4)。一見すると矛盾するような結果となるが、手形には無因性があるので、約束手形は「支払に代えて」取得するのではなく、基本的には「支払確保のために(支払いのために)」取得されたものと考えられる(注5)。

### 3 総資産の額の判定について

それでは、本事案の場合、総資産の額を判定するにあたって、判定の基礎となる債権は手形債権(手形関係)と考えるべきか、あるいは、既存債権(原因関係)と考えるべきであろうか。

仮に、手形債権を基に総資産の額を判定するとすれば、請求人がA銀行で割引に付した本件手形は前述のとおりA銀行に売却され、所有権は移転すると考えることができるので、審判所が示した判断のとおり、割引に付した手形は総資産の額に含まれないという結論に達することとなる。本事案においては、審判所のみならず、請求人や原処分庁も手形債権を基に総資産の額を判定するとうい考え方に立脚してそれぞれの主張がなされている。しかし、手形債権ではなく、既存債権を基に総資産の額を判定するものと考えた場合には、結論は大きく異なってくるものと思われる。すなわち、手形には無因性が認められるので、売掛金回収のために約束手形の交付を受けたとしても、これにより既存債権が影響を受けることはない。ましてや、この受取手形を銀行で割り引いたり、あるいは、他の取引先に裏書をしたからといって、既存債権は消滅することなく引き続き存在していることになる。したがって、総資産の額を判定するにあたっては、会計上減額処理する以前の既存債権の額を算定するために、裏書した手形や割引に付した手形については、これを総資産の額に含めて判定するという結論に達する。

どちらの結論がより合理的なのかは、「総資産の額」という法律上の用語をいかに解釈すべきかにより決せられるものと思われる。

そもそも法人税は、法人の所得を課税物件と考えている。法人が営む事業活動の結果を課税対象としているのであるから、事業活動を継続した結果得られた資産の総額を「総資産の額」と考えるべきである。そうすると、総資産の額を判定するにあたって、判定の基礎となる債権は、事業活動に基因して発生した債権の総額を指すことになる。手形債権は、既存債務の支払いを担保するために派生的に発生した債権であるから、総資産の額を判定するにあたっては、手形債権ではなく、既存債権である売掛債権等を基に判定すべきであ

る。これにより、売掛金や貸付金の回収を目的として取得した手形債権は、既存債権が存在しているので、たとえこれを裏書したり、割引に付したりしても総資産の額に含めることになるが、いわゆる「見せ手形」のように既存債権が存在しない手形債権については、たとえこれを所持していたからといっても総資産の額に含めることはできないという結論に達する。

手形関係の原因となった既存債権を基に総資産の額を算出しようという考え方は、貸倒引当金設定前の金銭債権を基に総資産の帳簿価額を算定させようとする租税特別措置法関係通達（法人税編）68の2-8(3)の考え方と根本を同じくするものである。

#### 4 総資産の額の算定方法

総資産の額について法解釈を行った結果、総資産の額という用語は、ただ単に資産の部の合計額を指すのではなく、その法人が事業活動を営むことによって得られた資産の総額を指すということが理解できた。したがて、貸借対照表に受取手形勘定が表示されているときは、手形関係の原因となった既存債権を基に総資産の額を算定することになる。売掛金の回収として約束手形の交付を受けると、会計帳簿のうえでは、売掛金を減少させて、受取手形を増加させるという会計処理を行うことになるので、売掛金や貸付金などの金銭債権の回収を目的として取得した受取手形を取引先に裏書し、あるいは、取引銀行で割引に付した場合には、具体的に次のような調整が必要となってくる。

裏書（割引）した受取手形を減少させて、これを貸借対照表や個別注記表に注記する方法（対照勘定法）により手形裏書高や手形割引高を計上しているときは、手形裏書高や手形割引高を資産の部の合計額に加算したところにより、総資産の額を算定する。

裏書（割引）した受取手形は決済されるまで減少させず、期日未到来の受取手形については、負債の部に裏書手形又は割引手形として表示する方法（評価勘定法）により手形裏書高や手形割引高を計上しているときは、特に調整を行わず、資産の部の合計額がそのまま総資産の額になる。

おわりに

手形割引は手形を債務の担保とした金銭消費貸借であるとする請求人の主張は退けられるべきものであったと思う。しかし、審判所は、手形割引が「手形の売買」にあたるか、あるいは、「手形を債務の担保とした金銭消費貸借」にあたるかを審理するに止まらず、別の視点から、「総資産の額」の法的意義を追求すべきであった。手形割引の法律上の性質は手形の売買であるが、そもそも総資産の額の算定は手形債権ではなく、既存債権により行うべきであるという審判所の判断が示されれば、本事案の結論は異なるものになっていたと思う。

審判所は、請求人の主張と原処分庁の主張の双方に大きく引きずられてしまい、本来なすべきであった審理が疎かになってしまったのが残念である。

- (注1) 従来は、全国銀行協会連合会が定めた「銀行取引約定書ひな型」(昭和37年8月6日制定、昭和52年4月9日改正)をもって、各銀行は銀行取引約定書としていたが、このひな型は平成12年4月18日をもって廃止されることとなり、以後、各銀行が独自に銀行取引約定書を定めることとなった。しかし、実際には、ひな型廃止後も各銀行は概ねこのひな型に準拠した銀行取引約定書を定めており、現在においても、このひな型は引き続き実質的な効力を有していると考えられる。
- (注2) 最高裁判所は「約束手形の授受はいわゆる手形の割引として手形の売買たる実質を有し、前記金員の交付は手形の売買代金の授受にあたる」ものと判断している(最高裁昭48.4.12第一小法廷判決、金融法務事情686号30頁)。
- (注3) 手形の無因性の詳しい内容については、川村正幸「手形小切手法 第2版」(法研出版)24頁以下参照
- (注4) 最高裁判所は「手形は借受債務の支払確保のため振出されたもの」と認定したうえで、「手形がその原因関係たる債務の支払確保のため振出された場合に(略)債権者は両債権の中のいずれを先に任意に選択行使するも差支えない」と判示している(最高裁昭23.10.14第一小法廷判決、最高裁判所民事判例集2巻11号376頁)。
- (注5) 手形関係が原因関係に及ぼす影響については、前掲書30頁以下参照

〔参考文献〕

- ・川村正幸「手形小切手法 第2版」(平成19年 法研出版)
- ・別冊ジュリスト「手形小切手判例百選 第六版」(平成16年 有斐閣)
- ・我妻榮・有泉亨・川井健「民法1 総則・物権法」(平成15年 勁草書房)